

NSRにゆーす

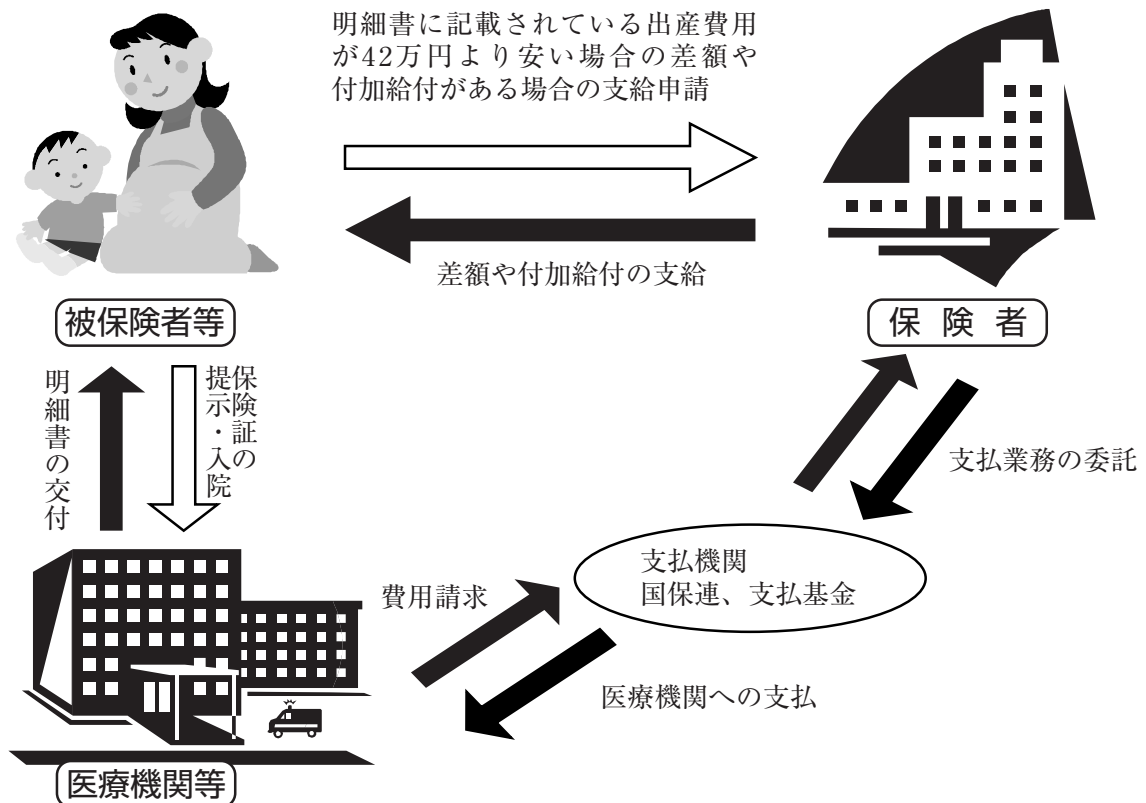
社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

～ 緊急少子化対策 平成21年10月から平成23年3月末までの暫定措置 ～ 出産育児一時金が変わります

平成21年10月1日以降の出産を対象に、出産育児一時金等の医療機関への直接払制度が始まります。これによって出産費用を一旦窓口で支払うことなく、出産できるようになります。



① 支給額の引き上げ 38万円 → 42万円

産科医療補償制度に加入しない病院等の場合は、引き上げ後39万円となります。

② 出産費用の医療機関等への直接払制度の利用

直接払いを希望しない場合、海外で出産した場合などは現行制度を利用できます。出産費用が出産育児一時金の支給額（原則42万円）の範囲内であった場合は、その差額分を後日、医療保険者に請求することができます。また、出産費用が一時金の上限を超える場合は、超えた額を退院時に支払うこととなります。